

## ◆ 県営住宅の 入居状況と対応について

### ○ 公的賃貸住宅のあり方（供給対象とすべき世帯属性等）

- ① 今後公営住宅等への入居者として特に配慮すべきターゲット
- ② 配慮すべきターゲットの利便等を考慮し団地があるべき立地や構造・形態等
- ③ 上記を安定的に提供するための手法（PFI/PPPや他機関連携など）
- ④ 県営と市町村営住宅が隣接・近接する団地の整備における余剰地等の有効活用方法等の提案

### ○ 住宅（既設）の新たな活用手法

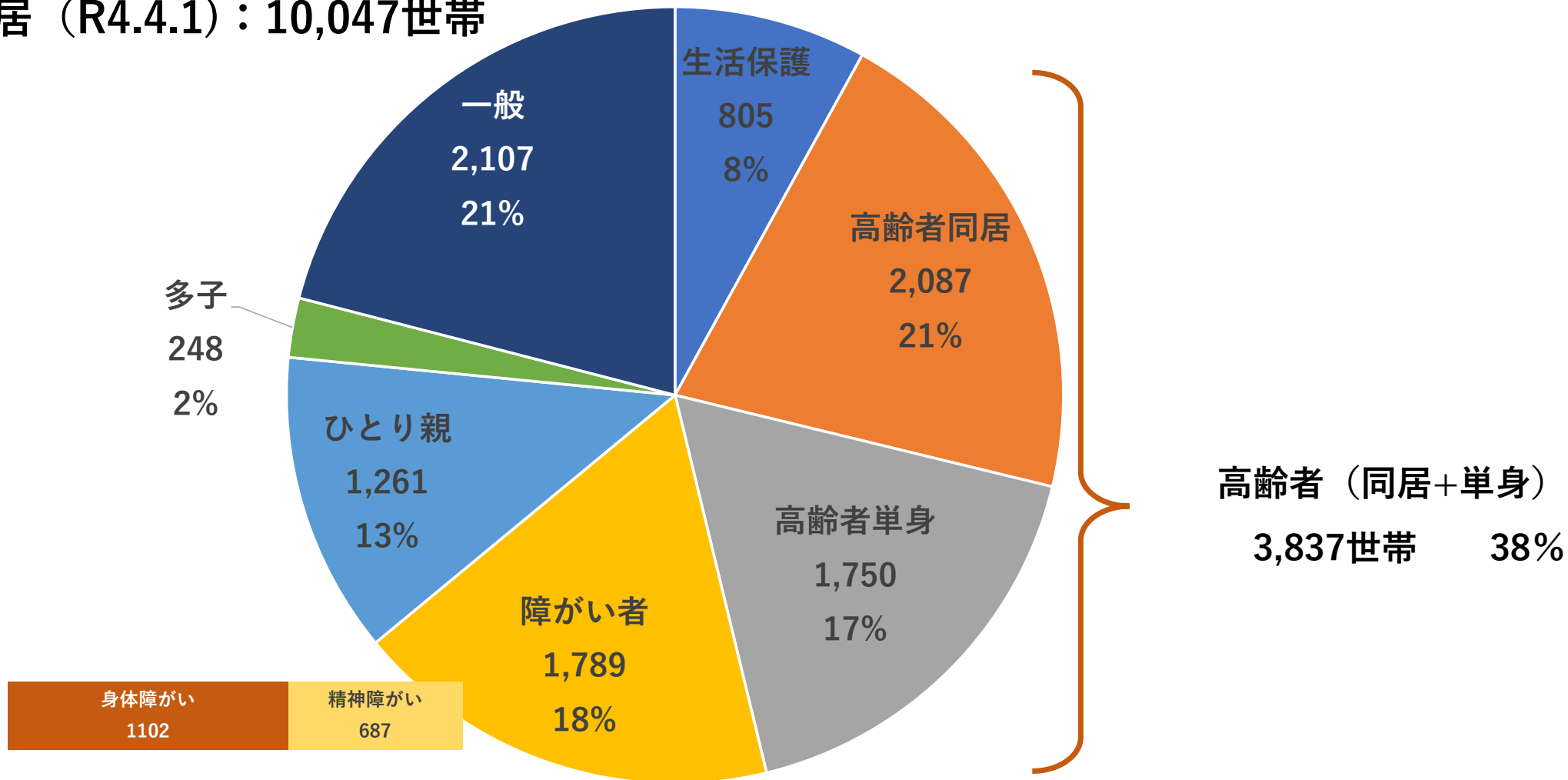
- ① 上記あり方の論点から公営住宅が担えないものを選定
- ② 選定された住宅を公営住宅以外の住宅（目的外使用）としての提供

### ○ 供給等の最適実施者

- ① 公営住宅の供給等において、県と市町村の役割の違いはないことから、既設住宅の管理者区分に関わらず、立地や建設年など地域内を一括した中で、長期的にわたる安定的な提供を可能とする最適実施者の整理
- ② 必要なサービスを担うべき者（県や市町村など）の整理

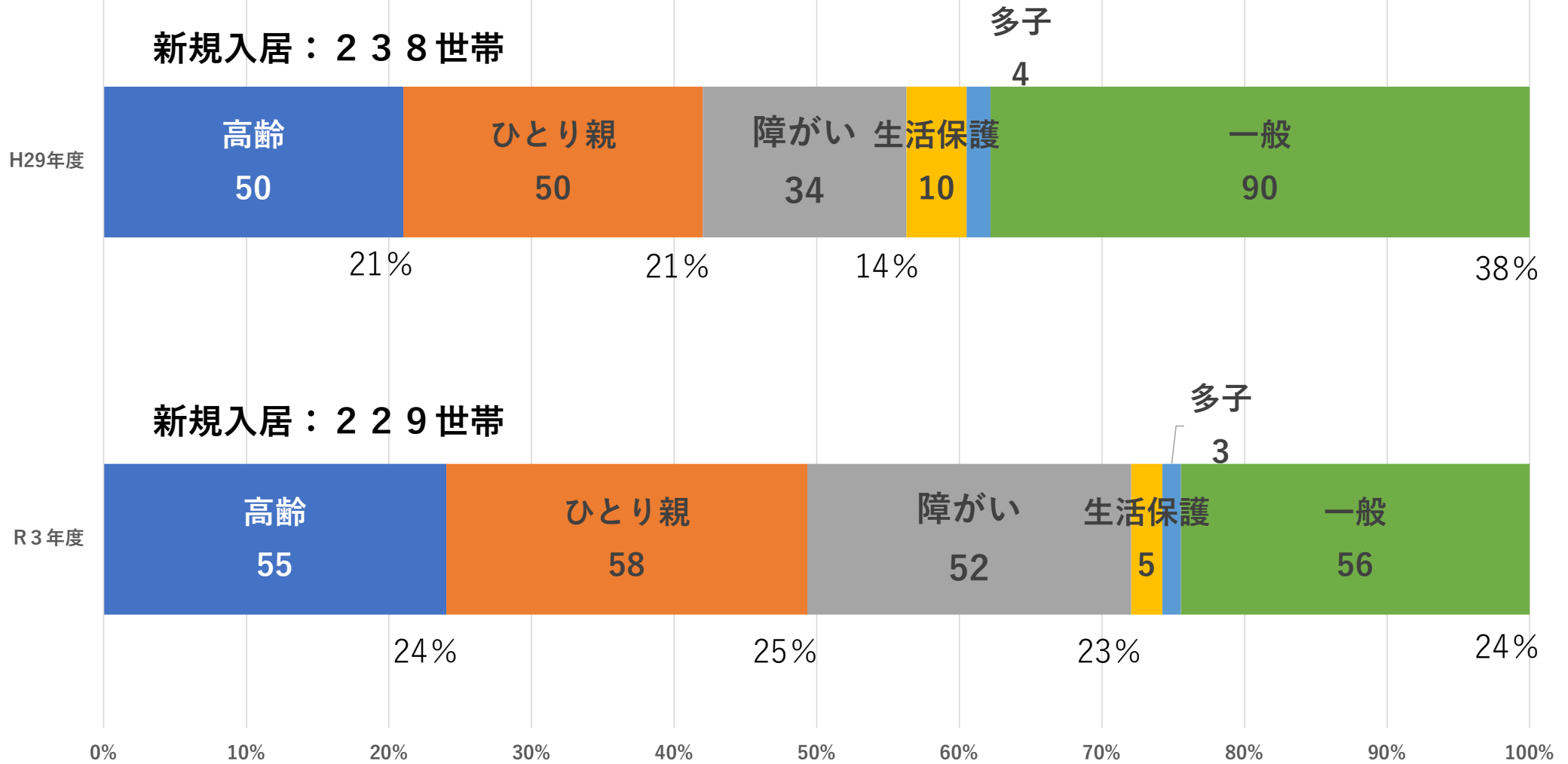
## □ 既入居者の世帯構成状況

入居（R4.4.1）：10,047世帯



## □ 新規入居者の世帯構成状況

単位：世帯、割合（グラフ外）



## □ 高齢者入居を配慮した住宅等整備

### (1) 高齢者配慮住宅の整備実績及び計画

中高層住宅の1階部分に採用していた高齢者配慮の構造・設備を、平成11年度から新規に着工する全ての住宅に採用。

区 分	整備戸数	摘 要
実績 (R3.4.1 管理ベース)	2,367	建替事業・高齢者向け改善・リニューアルにより整備

### (2) 老人世帯向特定目的住宅の指定・整備実績及び計画

老人世帯向特定目的住宅 (単身向、世帯向、同居向) については、昭和39年度制度化により、60歳以上の老人がいる世帯を優先的に入居させる住宅として指定。シルバーハウジング (昭和63年度制度) については、平成10年度以降、整備。

区 分	整備戸数	摘 要
実績 (R3.4.1 管理ベース)	74	シルバーハウジング (1団地16戸) を含む 建替事業・高齢者向け改善・特目指定により整備

### (3) 団地へのデイサービスセンターの併設

団地建替に併せて、デイサービスセンターを当該市町村の事業により併設し、高齢者、身障者に十分配慮した福祉型団地として建設。

団地名	所在地	供用開始年度 (デイサービスセンター)	団地規模	摘 要
稲荷山	千曲市	平成7年度	90戸	団地内に別棟で集会所と合築 敷地面積 1,085.53㎡ 床面積 110.64㎡
蟻ヶ崎	松本市	平成11年度	168戸	団地内に別棟で設置 敷地面積 825.56㎡ 床面積 420.71㎡
柳町	長野市	平成11年度	815戸	住棟内（3号棟1階部分）に設置 床面積 665.05㎡

### (4) 既設住宅のバリアフリーに向けての新たな計画

令和4年度より、既存のエレベーターのない住棟に、エレベーターを設置。

区 分	解消戸数	備 考
令和12年までの10カ年の計画	400	4・5階建てでエレベーター設備のない住棟を リフォーム改善により整備

## □ 高齢者等の入居に配慮した募集

### (1) 県営住宅への優先的な入居を図る者と選考方法（優先入居制度）

次のいずれかに該当する場合は優先入居対象者となり、住宅困窮状況に応じて「評価による選考」と「2回にわたる抽選」による選考。

1) 生活保護法に基づく被保護者世帯

2) 障がい者世帯（身体障害者手帳1～4級程度、精神障害者保健福祉手帳1～2級程度、療育手帳重度～中程度、戦傷病者手帳特別項症から第6項症等）

3) 母子・寡夫世帯

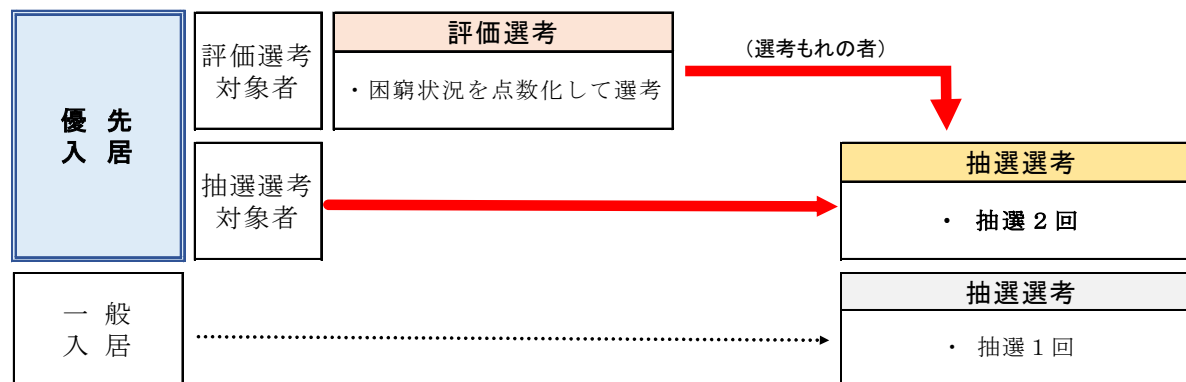
4) 高齢者世帯（入居申込者が60歳以上、かつ同居者全員が60歳以上18歳未満又は(2)と同程度の障がい者等の場合）

5) 海外からの引揚者世帯、中国残留邦人世帯

6) 多子世帯（同居者に18歳未満の子が3人以上いる世帯）

7) 子育て世帯（同居者に中学校卒業までの子のいる世帯）

8) 配偶者からの暴力被害者(DV被害者)及び配偶者以外の者からの暴力被害者、犯罪等被害者世帯等



## (2)高齢者等の入居に配慮した新たな取り組み

### ○ 入居の際の連帯保証人について

住宅の「セーフティーネット」として中心的な役割を果たすべき県営住宅において、住まいを必要とする方々の入居を円滑に進めるため、今後（R5.1.1以降）入居される者から入居時要件としている連帯保証人を求めない。

### ○ 敷金の徴収方法について

特に生活に困窮している方には、入居時に一括で納付すべき敷金（家賃の3か月分）について、生活就労支援センター”まいさぼ”と連携して、入居後の分割納付（納付時期を猶予）を可能とするルールを新たに設定する。

### 【期待される効果】

現下の価格高騰を踏まえ、住宅に困窮する方の増加が見込まれる中、入居時要件の緩和により、住まいを必要とする方が県営住宅に入居しやすくなる。